

○少年警察活動に関する訓令

平成14年12月26日

本部訓令第49号

〔注〕平成19年11月から改正経過を注記した。

改正	平成15年3月本部訓令第15号	平成17年4月本部訓令第12号
	平成18年4月本部訓令第10号	平成19年11月本部訓令第31号
	平成20年6月本部訓令第25号	平成26年5月本部訓令第11号
	平成26年6月本部訓令第13号	平成28年10月本部訓令第37号
	令和2年3月本部訓令第7号	令和4年3月本部訓令第16号
	令和4年7月本部訓令第24号	令和5年10月本部訓令第29号
	令和6年8月本部訓令第25号	

警察本部

警察学校

各警察署

少年警察活動に関する訓令を次のように定める。

少年警察活動に関する訓令

少年警察活動に関する訓令（平成9年広島県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第6条）

第2節 幹部の職務（第7条—第9条）

第3節 早期発見及び報告（第10条・第11条）

第2章 一般的活動（第12条—第17条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 捜査・調査の組織（第18条—第25条）

第2節 非行少年に関する通則（第26条—第34条）

第3節 犯罪少年事件の捜査（第35条—第44条）

第4節 触法調査（第45条—第55条）

第5節 ぐ犯調査（第56条—第61条）

第6節 不良行為少年の補導（第62条—第64条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第65条—第67条）

第2節 福祉犯に係る活動（第68条・第69条）

第3節 要保護少年に係る活動（第70条―第72条）

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第73条―第75条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関して、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号〕）

（用語の定義）

第2条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」及び「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年及び保護者をいう。

2 この訓令において、「少年警察部門」とは、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）、生活安全部少年対策課（以下「少年対策課」という。）及び警察署の生活安全課（生活安全課が設置されていない警察署にあつては生活安全刑事課をいう。以下「署少年担当課」という。）をいう。

3 この訓令において、「警察官等」とは、警察官及び育成官（広島県警察の組織の細部に

関する訓令（平成元年広島県警察本部訓令第13号）第25条第2項に規定する統括少年育成官及び同訓令第18条に規定する少年育成官をいう。以下同じ。）をいう。

- 4 この訓令において、「警察職員等」とは、警察官等及び別に定める広島県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）をいう。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和2年7号・4年16号・6年25号〕）

（統括少年育成官及び少年育成官）

第3条 統括少年育成官は、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）、継続補導（活動規則第8条第2項（同条第5項（活動規則第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動に関して、少年育成官を統括するより高度かつ特に専門的な立場から少年育成官、警察官及びスクールサポーターの指導及び助言を行うものとする。

- 2 少年育成官は、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行うとともに、中心的かつ専門的立場から警察官及びスクールサポーターの指導及び助言を行うものとする。

- 3 育成官は、警察職員の職務等に関する規則第1条の規定により、上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）の調査（以下「触法調査」という。）（少年法第6条の5第1項の処分を除く。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を行うことができるものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和2年7号・4年24号〕）

（少年サポートセンター）

第4条 少年サポートセンター（活動規則第2条第14号に規定する少年サポートセンターをいう。以下同じ。）については、この訓令に定めるもののほか、その運用の詳細については、別に定めるところによるものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号〕）

（少年警察活動の基本）

第5条 少年警察活動を行うに際しては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 健全育成の精神 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するように配慮すること。
- (2) 少年の特性の理解 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たる

こと。

- (3) 処遇の個別化 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講じるようにすること。
- (4) 秘密の保持 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関等との連携)

第6条 少年警察活動は、学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関又は少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体（以下「関係機関等」という。）との連携と適切な役割分担の下に行うものとし、少年警察活動の目的を果たすことができるよう、警察側から関係機関等へ協力を求めるほか、関係機関等が主体となって実施する活動にも積極的に支援を行うものとする。

第2節 幹部の職務

(本部長等の職務)

第7条 警察本部長（以下「本部長」という。）、人身安全対策課の長（以下「人身安全対策課長」という。）、少年対策課の長（以下「少年対策課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るものとする。

2 本部長、人身安全対策課長、少年対策課長及び署長は、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長、人身安全対策課長、少年対策課長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての警察職員等が少年警察活動の基本を理解できるよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年24号・6年25号〕）

(署長の職務)

第8条 署長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項を自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長が定めたものは、この限りでない。

- (1) 少年又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査（以下「捜査・調査」という。）の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法を決定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
- (3) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置を決定すること。
- (4) 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (5) 継続補導の要否を決定すること。
- (6) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認めること。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（署少年担当課長の職務）

第9条 署少年担当課の長（以下「署少年担当課長」という。）は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、おおむね次の事項を指揮するものとする。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 少年その他関係者の呼出し及びこれらの者との面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、署長に代わり指揮をとることが必要と認められること。

第3節 早期発見及び報告

（早期発見）

第10条 警察職員等は、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕）

（報告）

第11条 警察職員等は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、次の事項を所属長に報告するものとする。この場合において、警察本部の所属長がこの報告を受けたときは、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年の報告に係る事項は少年対策課長

に、児童虐待を受けたと思われる児童の報告に係る事項は人身安全対策課長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 少年の氏名，年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名，住居，職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の執った措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか，必要と認められる事項

- 2 警察職員等は，前項前段に定める場合のほか，必要と認められる場合は，不良行為少年，被害少年等についても同項の規定による報告を少年対策課長に行うものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年24号・6年25号〕)

第2章 一般的活動

(街頭補導)

第12条 警察職員等は，街頭補導を行うに当たっては，自らの身分を明らかにし，その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意するものとする。また，少年から事情を聴取し，又は少年に注意，助言，指導等を行う場合は，少年の特性等を考慮し，人目につかないようにするなどの配慮をするものとする。

- 2 街頭補導は，道路その他の公共の場所，駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所を重点として行うなど，関係機関等との連携に配慮しつつ，管内の実態に即して計画的に実施するものとする。この場合において，公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは，当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(少年相談)

第13条 警察職員等は，少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは，懇切を旨として，その内容に応じ，指導又は助言，関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

- 2 少年相談は，原則として少年警察部門において取り扱うものとし，少年相談を受けた警察職員等は，警察安全相談で使用する相談簿を作成するものとする。
- 3 少年警察部門以外の部門に属する警察職員等が少年相談を受けた場合は，前項の相談簿により，速やかに少年警察部門に属する警察職員等に引き継ぐものとする。ただし，当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては，所属長に報告し，少年警

察部門に属する警察職員等に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

- 4 前項の規定により、少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕)

(継続補導)

第14条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

(1) 少年相談に係る少年

(2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により児童相談所に送致すべき者若しくは要保護児童（児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しないもの又は低年齢少年たるぐ犯少年であって要保護児童に該当しないもの

(3) 不良行為少年

- 2 前項の規定による補導は、育成官（やむを得ない理由がある場合には、少年サポートセンターの指導の下、少年警察部門に属するその他の警察職員等）が実施するものとする。

- 3 少年サポートセンターにおいては、前2項の規定による補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、これを学校関係者その他の適切な者と協力して実施するものとする。

- 4 署長は、警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年対策課長に連絡するものとする。

- 5 継続補導に当たっては、その実施内容及び少年に係る事項等について、警察安全相談で使用する相談簿の継紙等により、経過を明らかにしておくものとする。

- 6 特定少年に対する第1項（第2号を除く。）及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・28年37号・令和4年16号・24号〕)

(少年の社会参加活動等)

第15条 警察職員等は、広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動については、必要に応じて、学校その他の関係機関等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分

担の下に行うものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（情報発信）

第16条 警察職員等は、少年警察活動について、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合において、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

2 少年警察活動については、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（有害環境の影響の排除）

第17条 本部長及び署長は、少年が容易に見ることができような状態で性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品が販売されていることその他の少年の心身に有害な影響を与える環境（以下「有害環境」という。）があることを認める場合は、法令に特別に定めるところによるほか、県知事その他の関係行政機関に対し、その旨を連絡するものとする。

2 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

第1節 捜査・調査の組織

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（少年事件の捜査及び調査の担当部門）

第18条 本部長又は署長は、犯罪少年に係る事件（以下「犯罪少年事件」という。）の捜査、触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、これを少年警察部門に属する警察官等に担当させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査・調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
 - (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
 - (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
 - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
 - (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (6) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪又は交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に属する警察官に担当させることが、適切な捜査・調査のため必要と認める事件
- 2 本部長又は署長は、前項ただし書の規定により、非行少年に係る事件の捜査・調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に担当させる場合においても、第21条の少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、捜査・調査の経過について常に把握させるものとする。また、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、少年の捜査・調査に関する指導教養又は助言、適切な場所の提供等必要な支援を行わせるものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕、一部改正〔平成26年本部訓令11号・13号・令和4年16号・24号〕）

（少年事件指導官）

第19条 少年対策課に、少年事件指導官を置くものとする。

- 2 少年事件指導官は、非行少年に係る事件の捜査・調査、少年の心理、少年審判の手續等に精通した警部以上の階級にある警察官のうちから、少年対策課長が指定する。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（少年事件指導官の職務）

第20条 少年対策課長は、少年事件指導官に、次の職務を行わせるものとする。

- (1) 犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属

する警察官が捜査・調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

(2) 犯罪少年事件のうち要指導事件及び本部長が指揮する事件であるもの並びに触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、当該事件の捜査・調査を行う部門に属する指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号に定めるものと同様の指導が的確に行われるよう助言すること。

(3) 次条の少年事件選別主任者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(少年事件選別主任者)

第21条 署長は、署少年担当課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(少年事件選別主任者の職務)

第22条 少年事件選別主任者の職務は、おおむね次の事項とする。

(1) 第31条第5項の規定により意見を聴かれた場合において、同条第3項各号に掲げる事項を勘案の上、同条第1項の選別及び同条第2項の処遇上の意見に関して意見を述べること。

(2) 少年事件（第18条第1項第5号又は第6号に該当する事件を除く。）に関して、少年（参考人である少年を含む。）の呼出し、取調べ、身柄措置その他当該事件の処理方針について意見を述べること。

(3) 任意捜査の少年被疑者の指掌紋その他の資料の採取及び写真の撮影について、別に定めるところにより意見を述べること。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(少年事件選別補助者)

第23条 署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、署少年担当課の幹部を、少年事件選別補助者に指定するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(少年事件処理担当者)

第24条 署長は、犯罪捜査に従事する警察官のうちから、少年事件処理担当者を指定し、その者を少年警察部門以外の部門において取り扱う犯罪少年事件又は触法少年事件の処理に当たらせることができるものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（少年事件選別主任者等の指定又は変更の報告）

第25条 署長は、少年事件選別主任者、少年事件選別補助者及び少年事件処理担当者を指定し、又は変更したときは、その都度、本部長に報告するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

第2節 非行少年に関する通則

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（捜査・調査に伴う措置）

第26条 警察官等は、非行少年については、当該少年に係る事件の捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 前項に規定する非行少年の学校連絡を行うに当たっては、非行の重大性、少年の性格、家庭環境等を総合的に分析・判断し、学校の継続的な指導の必要性が認められる場合について行うものとし、その実施要領等については別に定める。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（年齢の確認）

第27条 警察官等は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査・調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認しなければならない。なお、特定少年については、保護事件の特例等が定められていることに留意するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和5年本部訓令29号〕）

（迅速な対応）

第28条 警察官等は、少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査・調査を迅速に行うものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（プライバシーの保護）

第29条 警察官等は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査・調査に当たっては、関係機関への送致等の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめることとし、みだりに関係者の

プライバシーを侵害することのないよう留意するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（発表上の注意）

第30条 犯罪少年事件又は触法少年事件について，新聞社その他の報道機関等（以下単に「報道機関等」という。）に発表を行うときの当該発表は，本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については，少年の氏名及び住居のほか，学校名，会社名等その者を推知させるような事項を報道機関等に発表してはならない。また，報道機関等に少年の写真を提供してはならない。ただし，特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については，この限りでない。

3 触法少年事件については，その性質上，報道機関等への発表を行うか行わないかを，特に慎重に判断するものとする。

4 第2項の規定は，触法少年事件の報道機関等への発表について準用するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令16号・24号〕）

（措置の選別及び処遇意見の決定）

第31条 本部長及び署長は，非行少年について，関係機関への送致等の措置を執るべきか，犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致（規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれによるべきか，送致等の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 前項において，関係機関への送致等（簡易送致を除く。）の措置を執る場合においては，最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による選別及び処遇上の意見の決定に当たっては，おおむね次の事項を勘案して行うものとする。この場合において，第3号に掲げる事項については，捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。

（1）事案の態様

（2）非行の原因及び動機

（3）非行少年の再非行のおそれ

（4）非行少年の保護者の実情，当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関等の意見等

4 通常の送致と簡易送致の選別に当たっては，罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく，犯罪の原因及び動機，犯罪少年の性格，行状，家庭の状況及び環境等

から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

- 5 署長は、第8条第3号及び第4号の規定により、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、第21条の少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（送致等に関するその他の措置）

第32条 警察官等は、非行少年の関係機関への送致等に当たって、必要に応じ、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致等の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう、送致等先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（少年事件処理簿）

第33条 少年警察部門には、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。以下同じ。）を備え、調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

- 2 少年事件処理簿の保管その他の細目については、別に定める。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（少年カード）

第34条 警察官等は、送致等の措置を執った非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に本部長が必要と認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、別に定める様式による少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕、一部改正〔平成26年本部訓令11号・令和4年24号〕）

第3節 犯罪少年事件の捜査

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（犯罪少年事件捜査の基本）

第35条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念

頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

- 2 捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。
- 3 捜査に当たっては、必要に応じて家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連携を密にしなければならない。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(明らかにすべき事項)

第36条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たっては、おおむね次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 事案の存否及び態様
- (2) 事案の原因及び動機
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校又は職場及び交友の関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止や立直りに協力することができると認められるボランティアの有無等

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(呼出し)

第37条 警察官は、捜査のために、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すときは、電話、呼出状(規範別記様式第7号に規定する呼出状をいう。)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 前項の場合において、少年の被疑者又は重要な参考人を呼び出すときは、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。
- 3 警察官は、捜査のために少年の被疑者を呼び出すときは、当該少年の保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。ただし、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれがあるとき、就職先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不適當であると認められるときは、この限りでない。
- 4 警察官は、少年の被疑者を呼び出すときは、少年の健全育成の精神に従い、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、少年が無用な不安を抱かないよう、呼出しを行う場所、

時期、時間、方法等について、配慮するものとする。また、少年の保護者等と呼ばい出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

- 5 警察官は、被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前4項の事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 6 警察官は、少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしなければならない。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（取調べ）

第38条 警察官は、少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者の取調べを行うときも同様である。ただし、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれがあるとき、就職先を解雇されるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 警察官は、少年の被疑者の取調べを行う場合においては、少年の特性に鑑み、他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めるものとする。
- 3 警察官は、少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 4 警察官は、少年の被疑者の取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めるものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（参考人の面接）

第39条 警察官は、被害者その他の参考人として少年の面接を行う場合において、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努める等少年の心情に配慮するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

(強制措置の制限)

第40条 警察官は、少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 署長は、強制の措置を決定する場合は、別に定めるところにより少年対策課長と協議するものとする。

3 強制措置を行うに当たっては、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとし、少年の心情を傷つけることのないようにするものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(指紋の採取等)

第41条 警察官は、少年の被疑者についての指掌紋その他の資料の採取及び写真の撮影について、身体の拘束を受けていない少年については、別に定めるところにより行うものとし、少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。特定少年の被疑者についても同様である。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(親告罪等に関する措置)

第42条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様である。この場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

2 警察官は、当該少年を送致する場合は、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定の例によるものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(犯罪少年の所持する物件の措置)

第43条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該犯罪少年が所持していることを発見した場合は、法令の規定により押収するときを除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該犯罪少年に廃棄させるなど当該犯罪少年が当該物件を所持しないように

注意、助言等をするものとする。この場合において、別に定める様式による受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じることとし、詳細な手続については、別に定める。

- 2 少年事件に関係する証拠品以外の物件で、権利者が不明なものについては、警察職員の職務等に関する規則第2条に基づき措置することとし、詳細な手続については、別に定める。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(余罪の捜査)

第44条 警察官は、少年の被疑者に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査が遅延すれば、少年の立直りを妨げることにもつながることから、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

第4節 触法調査

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(調査すべき事項)

第45条 触法調査においては、活動規則第16条に規定する事項のほか、当該少年の非行の防止や立直りに協力することができると認められるボランティアの有無等について調査するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(付添人の選任)

第46条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者又はその保護者に対しては、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うこと等に配慮するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(呼出し)

第47条 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(参考人の質問)

第48条 警察官等は、被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるな

ど少年の心情に配慮するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕)

(捜査手続との区別)

第49条 警察官は，低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については，捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできないが，触法少年事件であると断定できない段階では，事案の真相を明らかにするための捜査を尽くすものとする。

2 警察官は，殺人，強盗等の重要な事件については，明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても，共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(強制の措置)

第50条 触法調査については，できる限り，強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には，少年の年齢，性格，非行歴，事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに，執行の時期，場所，方法等について慎重に配慮し，少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

2 署長は，強制の措置を決定する場合は，別に定めるところにより少年対策課長と協議するものとする。

(全部改正〔平成19年本部訓令31号〕)

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明したときの措置)

第51条 警察官は，逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は，直ちに釈放しなければならない。

2 前項の規定により，身柄を釈放する場合においては，逮捕手続書及び弁解録取書を作成し，逮捕手続の過程を明確にするほか，釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において，緊急逮捕したときは，釈放した後であっても，規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。また，逮捕手続書には，既に釈放した旨を記載するものとする。

3 警察官は，捜査としての搜索等により証拠品を差し押さえた後，触法少年事件であることが判明した場合は，直ちに証拠物を還付しなければならない。ただし，還付した物件を引き続き必要とする場合は，次条に定めるところにより措置するものとする。

4 警察官は，被疑者の年齢が判明しなかったため既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための搜索，差押え，検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の発付を得ている場合で，捜査の過程において触法少年事件であることが判明した

ときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求し、発付を得るものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（触法少年の所持する物件等の措置）

第52条 警察官は、触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を触法少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該触法少年に廃棄させるなど当該触法少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じるものとする。ただし、権利者が不明な物件については、警察職員の職務等に関する規則第2条に基づき措置することとし、詳細な手続については、別に定める。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号・5年29号〕）

（還付公告）

第53条 前条により押収し、又は預かった物件で、権利者が不明のものに関する還付公告は、署長が別に定める手続により行うものとする。

- 2 署長は、還付公告の期間中でも、価値のない物は、別に定めるところによりこれを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（触法少年事件の送致又は通告）

第54条 触法調査の結果、触法少年事件を送致し、又は通告する場合については、活動規則第22条、第23条及び第24条の規定によるものとする。また、送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

- 2 警察官は、触法調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37号の2の児童通告通知書をいう。以下同じ。）を事後に送付することとしても差し支

えない。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（触法少年の一時保護）

第55条 警察官等は，児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて，触法少年を一時保護する場合は，次の事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし，留置施設の部屋を使用してはならない。
また，鍵をかける場合は，少年の行動範囲がなるべく広くなるように配慮すること。
- (2) 一時保護の期間は，交通その他必要やむを得ない事情のある場合のほか，原則として24時間を超えないこと。
- (3) 少年が負傷し，自殺し，又は保護から逃れることがないように注意するとともに，少年が火災その他自己又は他人の生命，身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (4) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし，児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において，児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により，児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは，この限りでない。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

第5節 ぐ犯調査

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（調査すべき事項）

第56条 ぐ犯調査においては，活動規則第29条に規定する事項のほか，当該少年の非行の防止や立直りに協力することができると認められるボランティアの有無等について調査するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（呼出し）

第57条 呼出しは，保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに，必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど，協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（ぐ犯少年の所持する物件の措置）

第58条 警察官等は，少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときは，所有者その他の権利者に返還させ，保護者等に預けさせ，又は当該ぐ犯少年に廃棄させるなど当該ぐ犯少年が当該物件を所持

しないように注意，助言等をするものとする。この場合において，受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講じるものとする。ただし，権利者が不明な物件については，警察職員の職務等に関する規則第2条に基づき措置することとし，詳細な手続については，別に定める。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（ぐ犯少年事件の送致又は通告）

第59条　ぐ犯調査の結果，ぐ犯少年事件を送致し，又は通告する場合については，活動規則第33条の規定によるものとする。また，送致又は通告に当たっては，家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ，これを進めなければならない。

2　警察官は，ぐ犯調査の過程において，少年が要保護児童であると認められたときは，児童通告書により通告するものとする。ただし，急を要し，児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は，口頭により通告し，その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

（追加〔令和4年本部訓令24号〕）

（ぐ犯少年についての緊急措置）

第60条　警察官等は，ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて，その補導上必要があると認められる場合は，電話その他の方法により，直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2　警察官は，ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において，当該ぐ犯少年を警察署に留め置く必要があるときは，一時保護に準じ，次条の規定を準用するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（ぐ犯少年の一時保護）

第61条　警察官等は，児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて，ぐ犯少年を一時保護する場合においても，第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

第6節　不良行為少年の補導

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕）

（少年補導票の作成）

第62条　警察職員等は，不良行為少年を発見したときは，当該不良行為についての注意，その後の非行を防止するための助言又は指導その他の補導を行い，保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは，別に定める様式による少年補導票を作成した

上で行うものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（不良行為少年の呼出し及び質問）

第63条 警察職員等は，不良行為少年を警察施設に呼び出す場合は，第37条第3項及び第4項を準用し，低年齢少年たる不良行為少年の場合は，活動規則第32条第2項も併せて準用するものとする。

- 2 警察職員等は，不良行為少年に警察施設内において質問する場合は，第38条を準用し，低年齢少年たる不良行為少年の場合は，活動規則第32条第2項も併せて準用するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

（不良行為少年の所持する物件の措置）

第64条 警察官等は，少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を不良行為少年が所持していることを発見したときは，第58条の規定を準用するものとする。

（全部改正〔平成19年本部訓令31号〕，一部改正〔令和4年本部訓令24号〕）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

第65条 警察官等は，被害少年については，少年サポートセンターの指導の下，現場における適切な助言，関係機関の紹介，再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等必要な支援を行うものとする。この場合において，必要に応じ，警務部警察安全相談課被害者支援室との連携に留意するものとする。

- 2 警察官等は，被害少年への支援を実施した場合は，被害者支援実施の報告書を作成するときに除き，警察安全相談で使用する相談簿を作成するものとする。

（一部改正〔平成19年本部訓令31号・20年25号・令和4年24号〕）

（被害少年に対する継続的な支援）

第66条 警察官等は，前条に定めるもののほか，被害少年の精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは，保護者の同意を得た上で，カウンセリングの実施，関係者への助言，その他の継続的な支援を実施するものとする。

- 2 前項の支援は，育成官（やむを得ない理由がある場合には，少年サポートセンターの指導の下，その他の警察職員等）が実施するものとする。この場合において，被害少年のプライバシーに留意するとともに，継続的な支援の実施に当たっては，臨床心理学，精神医

学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に十分配慮するものとする。

- 3 前項に規定する継続的な支援について、その適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。
- 4 被害少年の継続的な支援を実施したときは、その実施内容及び当該少年に係る事項等について、警察安全相談で使用する相談簿の継紙等により、経過を明らかにしておくものとする。
- 5 特定少年に対する第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「本人」とする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕)

(発表上の注意)

第67条 少年が被害者である事件について、報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕)

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第68条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

- 2 本部長又は署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官による捜査・調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるように配慮するものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年24号〕)

(福祉犯の被害少年の保護等)

第69条 警察官等は、福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、被害少年への支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するために保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に連絡をし、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発活動を行うなど必要な措置を執るものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年24号〕)

第3節 要保護少年に係る活動

(一部改正〔令和4年本部訓令16号・24号〕)

(要保護少年の通告等)

第70条 警察官等は、18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。なお、口頭により通告した場合は、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 前項に規定する口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えない。ただし、広島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年広島県警察本部訓令第21号）及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

4 活動規則第38条第2項の規定による通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕)

(要保護少年の一時保護)

第71条 警察官等は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においても、第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年24号〕)

(少年事案処理簿の作成)

第72条 警察官等は、児童相談所へ通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、別に定める様式による少年事案処理簿に事案の処理の状況を記載するものとする。

(追加〔平成19年本部訓令31号〕)

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(追加〔令和4年本部訓令24号〕)

(児童虐待)

第73条 警察官等は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。なお、口頭により通告した場合は、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 前項の場合において、児童虐待の事実が必ずしも明らかでないときであっても、児童の

早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

- 3 児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については、要保護少年の例による。
- 4 警察官は、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合は、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令31号・令和4年16号・24号〕)

(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護)

第74条 警察官等は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(追加〔令和4年本部訓令24号〕)

(少年事案処理簿の作成)

第75条 警察官等は、児童虐待を受けたと思われる児童については、要保護少年と同様に、少年事案処理簿を作成するものとする。

(追加〔令和4年本部訓令24号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の少年警察活動に関する訓令による様式により作成された用紙で、この訓令の施行の際現に使用中のものは、引き続き使用することができる。
- 3 この訓令による改正前の少年警察活動に関する訓令による様式により作成された用紙で、この訓令の施行の際現に各所属の在庫に係るものは、当分の間、引き続き使用することができる。

(保護取扱に関する訓令の一部改正)

- 4 保護取扱に関する訓令（昭和35年広島県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(少年補導協助員の設置および運用に関する訓令の一部改正)

- 5 少年補導協助員の設置および運用に関する訓令（昭和47年広島県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(少年警察協助員の設置及び運用に関する訓令の一部改正)

- 6 少年警察協助員の設置及び運用に関する訓令（昭和57年広島県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(広島県警察の地域警察運営に関する訓令の一部改正)

- 7 広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(広島県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 8 広島県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(窃盗犯捜査に関する訓令の一部改正)

- 9 窃盗犯捜査に関する訓令（平成3年広島県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年3月24日本部訓令第15号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日本部訓令第31号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日本部訓令第25号）抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月15日本部訓令第11号）

この訓令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成26年5月20日）から施行する。

附 則（平成26年6月17日本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年6月18日から施行する。

附 則（平成28年10月 7 日本部訓令第37号）
この訓令は、平成28年10月 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月12日本部訓令第 7 号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日本部訓令第16号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月21日本部訓令第24号）
この訓令は、令和 4 年 7 月21日から施行する。

附 則（令和 5 年10月 2 日本部訓令第29号）
この訓令は、令和 5 年10月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月15日本部訓令第25号）
この訓令は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。